

第 8 次熊本県保健医療計画の策定について（障がい関係分野）

1 熊本県保健医療計画について

- 医療法第 30 条の 4 の規定に基づく「医療計画」として、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示すものであり、平成 29 年 3 月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進するもの。
- 県政の基本方針である「第 2 期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進する、本県の保健医療分野の基本的な計画とする。なお、計画の推進に当たっては、行政機関、県民、保健医療関係者、関係団体等が一体となって取り組む。

2 第 8 次熊本県保健医療計画の策定について

（1）計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）まで（6 年間）

（2）策定状況について

令和 5 年 7 月 7 日に第 1 回目の熊本県保健医療推進協議会が開催され、基本方針が決定されました。

①基本目標

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための持続可能な保健医療体制の構築

②施策の柱

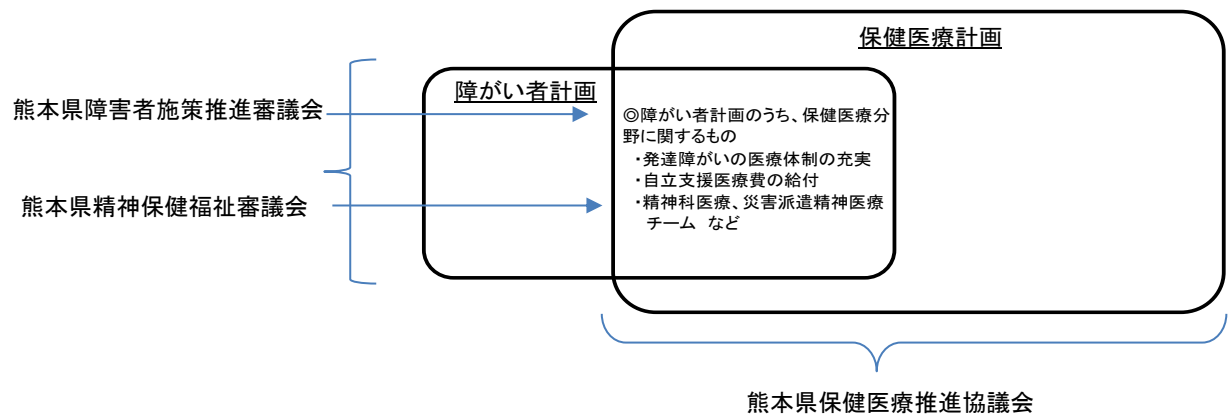
- ・生涯を通じた健康づくり
- ・地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供
- ・地域の保健医療を支える人材の確保・育成
- ・地域における健康危機への対応

（3）スケジュールについて

- 7/7 第 1 回熊本県保健医療推進協議会（基本方針決定）
- 10/12 第 2 回熊本県保健医療推進協議会（素案協議）
- 12 月頃 第 3 回熊本県保健医療推進協議会（文案協議）

3 障がい者計画との関係について

- 障がい者計画のうち、保健医療に関係する部分については、保健医療計画にも記載しています。
- 第 2 回熊本県保健医療推進協議会で素案を協議する際に、障がい者関連施策については別添が対象となる予定です。
- 第 8 次熊本県保健医療計画（障がい者関連施策）の検討体制は以下のとおりとなっています。
特に、精神科医療に関しては、熊本県精神保健福祉審議会ですべて審議されます。



4 障害がい関係分野の記載についての考え方

<障害がい関係分野>

- 障害がい者計画のうち、保健・医療に関する部分について記載する。
- 第7次保健医療計画の項目を踏まえ、総合評価における課題や国指針、新たな課題等について見直し、必要に応じて項目の追加・削除を行う。
※保健医療計画から削除する場合でも、障害がい者計画からは削除しません。